

静岡県公立大学法人顧問に関する規程

令和6年4月1日 規程第216号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人組織規則(平成19年規則第5号)第3条第2項の規定に基づき、静岡県公立大学法人顧問(以下「顧問」という。)の設置等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 静岡県公立大学法人(以下「法人」という。)に、顧問を置くことができる。

(所掌事項)

第3条 顧問は、理事長の求めに応じ、法人の経営、運営等について助言を行う。

(委嘱)

第4条 顧問は、法人の役員又は職員以外の有識者であって、法人の運営に関し高い見識を有するもののうちから、理事長が委嘱する。

2 理事長は、顧問を委嘱した場合は、役員会に報告するものとする。

(任期)

第5条 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、理事長の任期の終期を超えることはできない。

(報酬)

第6条 顧問には、別に定める報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第7条 顧問が委嘱された業務のために旅行をした場合は、その費用を弁償する。この場合においては、静岡県公立大学法人職員旅費規程(平成19年規程第4号)の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。